

令和6年第4回(9月)筑紫野市議会定例会
第2回決算審査特別委員会

○日 時

令和6年9月4日(水)午前10時40分

○場 所

第1委員会室

○出席委員(22名)

委員長	横尾秋洋	副委員長	辻本美恵子
委員	田中允	委員	上村和男
委員	赤司泰一	委員	高原良視
委員	西村和子	委員	原口政信
委員	白石卓也	委員	宮崎吉弘
委員	山本加奈子	委員	八尋一男
委員	城健二	委員	古賀新悟
委員	坂口勝彦	委員	段下季一郎
委員	前田倫宏	委員	檜木孝一
委員	佐々木忠孝	委員	吉村陽一
委員	赤司祥一	委員	春口茜

○欠席委員(0名)

○傍聴議員(0名)

○出席説明員(10名)

総務部長	嵯峨栄二	財政課長	高木伸泰
財政担当係長	尾形基貴	財政担当主任	藤森慎弥
企画政策部長	宗貞繁昭	会計管理者	葉山順子
出納担当係長	荒井健治	市民生活部長	杉村真子
収納課長	倉掛伸夫	収納担当係長	吉田聡子

○出席事務局職員(3名)

局長	荒金達	課長	高木美智子
主査	阿部早苗		

開会 午前10時40分

○委員長（横尾秋洋君） それでは、委員おそろいですので、ただいまから第2回決算審査特別委員会を開会いたします。

まず、議題1の委員席の指定についてでございます。

会議に先立ち、各委員の席を決定する必要があります。もしよろしければ、現在御着席の席を各委員の席として指定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 御異議なしということで、委員席については現在の着席のとおり指定いたします。

委員会の審査日程です。皆様のお手元に資料1が配付されてあると思います。事務局から説明を願います。

○議会事務局主査（阿部早苗君） それでは、資料1を御覧ください。今Side Booksのほうにも通知を飛ばさせていただいております。9月定例会における決算審査特別委員会の審査日程案を掲載しております。

日程の説明を行わせていただきます。

本日、先ほど第1回決算審査特別委員会で正副委員長の互選を行いました。そして、現在行っております第2回決算審査特別委員会で審査日程を決定した後、財政課から決算概要、会計課から基金状況、収納課から収納状況についての説明を受け、資料要求事項の決定を行います。今後、9月11日の13時に要求した決算審査資料が届きますので、議員控室の各議員の机の上に配付する予定としております。そして、翌日9月12日の午前10時から協議会を開く予定としております。この協議会で集中審査事項の抽出を行っていただきます。

続きまして、9月17、18、19、20についてですが、まず、集中審査の日程を決定した後、各課集中審査を総務市民常任委員会所管分、文教福祉常任委員会所管分、建設環境常任委員会所管分の順序で行います。各課集中審査が終了した後、委員会で討論、採決を行う予定としております。

なお、委員会の開始時刻については、この後、委員会で決定していただくこととしております。

資料1についての説明は以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） この審査日程に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 御異議なしとのことですので、資料1のとおり審査日程を決定いたします。

続きまして、議題3、令和5年度筑紫野市一般会計歳入歳出決算の審査についてに移ります。

初めに、決算概要について財政課から説明を願います。

まずは総務部長がお見えですので、御挨拶と職員の紹介をしていただいて、説明に入っていただきたいと思えます。

部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） おはようございます。総務部の嵯峨と申します。

本日の令和5年度決算審査、どうぞよろしくお願いいたします。

一般会計における決算額につきましては、歳入決算額約392億円、歳出決算額約377億円、繰越財源を除きますと約13億9,000万円の黒字となっております。

令和5年度の事業執行につきましては、昨年の予算審査常任委員会での議論を踏まえながら取り組んできたことに加えまして、物価高騰対策では6回もの補正予算を編成させていただきながら事業を実施してまいりました。実施に当たっては国等の財源を活用するとともに、市税や地方交付税等の一般財源が増加したため、前述の黒字とともに基金の増加等にも寄与する結果になっているのではないかと考えております。

今後とも、決算審査の議論を踏まえながら、人手不足や物価上昇などの社会情勢を注視し、第四次財政計画や第七次筑紫野市総合計画の目標達成に向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、出席している職員の紹介をさせていただきます。

財政課長の高木でございます。

○財政課長（高木伸泰君） 高木でございます。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 財政担当係長の尾形でございます。

○財政担当係長（尾形基貴君） 尾形と申します。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 財政担当主任の藤森でございます。

○財政担当主任（藤森慎弥君） 藤森と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（横尾秋洋君） では課長、説明に入ってください。

課長。

○財政課長（高木伸泰君） それでは、令和5年度における一般会計の決算概要について御説明をさせていただきます。なお、説明中申し上げますページにつきましては、タブレット上のページとなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それではまず、決算書の説明をいたします。本会議フォルダ中の3. 歳入歳出決算書（R5）と書かれたファイル、もしくは通知のファイルを開いていただきますようお願いいたします。そして、こちらをめぐっていただきまして、8ページを御覧ください。

まず初めに……。 （「通知が来てない」と呼ぶ者あり） ちょっともう一度通知を送らせていただきます。送らせていただきました。

まず初めに、議決科目であります款項の決算額を見ていただきたいと思います。まず歳入からとなりますが、1款の市税には市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税、入湯税、都市計画税がございます。この市税の収入済額につきましては、次のページの左上になりますが、142億8,303万5,544円、続く右側の不納欠損額につきましては4,602万504円、収入未済額は4億3,866万9,946円となっております。

続く2款の地方譲与税でございます。地方譲与税には、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税がございます。こちらの収入済額につきましては2億6,430万6,000円となっております。

続く3款の利子割交付金でございます。この利子割交付金とは、金融機関から利子の支払いを受ける際に課税された税の一部が交付されるものでございます。収入済額としましては、365万2,000円となっております。

続く4款の配当割交付金でございます。この配当割交付金とは、株式の配当に対して納められた税を基に交付されるものでございます。収入済額は7,526万5,000円となっております。

続く5款の株式等譲渡所得割交付金でございますが、これは株式の譲渡に対して納められた税を基に交付されるものでございます。収入済額は9,318万8,000円となっております。

続く6款の法人事業税交付金でございます。これは、法人事業税の一部が交付されるものでございます。収入済額は1億9,361万6,000円となっております。

続いて、10ページを御覧ください。

7款は地方消費税交付金でございます。これは地方消費税の一部を財源としまして、人口、従業員数に応じて交付されるものでございます。収入済額は23億7,488万1,000円でご

ございます。

続く 8 款はゴルフ場利用税交付金でございますが、これはゴルフ場利用の際にかかる税を基に交付されるものでございます。収入済額は5,004万9,704円でございます。

続く 9 款は環境性能割交付金でございます。これは普通自動車などを取得する際には県税がかかりますが、この税を基に交付されるものでございます。収入済額は4,487万9,000円でございます。

続く10款の国有提供施設等所在市町村助成交付金でございます。これは自衛隊基地などの国の施設がある市町村に交付されるものでございます。収入済額としまして153万6,000円となっております。

続く11款の地方特例交付金でございます。1項の地方特例交付金については、住宅借入金特別控除の実施による個人住民税の減収を補填するために交付されるものでございます。2項の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、先端施設などを導入する中小企業者を対象とした固定資産税の減免に際して、その減収分を補填するものとして交付されるものでございます。この11款の収入済額は1億5,518万6,000円となっております。

続く12款の地方交付税でございます。種類としましては、普通交付税と特別交付税がございますが、収入済額は48億1,644万8,000円となっております。

続く13款の交通安全対策特別交付金でございますが、これは道路交通法による反則金を財源として交付されるものでございます。収入済額は1,505万円となっております。

続く14款は、分担金及び負担金でございます。収入済額は4億386万3,472円、収入未済額は1,502万5,730円となっておりますが、この主なものは保育料でございます。

続きまして、15款は使用料及び手数料でございます。収入済額は5億3,606万1,886円、収入未済額は2,199万7,695円でございますが、この主なものは市営住宅使用料でございます。

続いて、12ページを御覧ください。

16款の国庫支出金でございますが、収入済額は92億7,691万1,982円となっております。

続く17款の県支出金でございますが、収入済額は33億3,674万6,300円となっております。

続く18款の財産収入には財産運用収入や財産売払収入が含まれますが、収入済額は6,098万2,023円となっております。

続く19款の寄附金は5億1,523万8,472円、20款の繰入金金は5億3,507万3,893円、21款の

繰越金につきましては12億988万7,234円となっております。

続きまして、22款の諸収入には延滞金加算金や貸付金の元利収入、雑入、受託事業収入が含まれます。この諸収入の収入済額は7億115万3,533円、収入未済額は1億5,865万1,440円でございますが、この主なものは生活保護費の返還金でございます。

続いて、14ページを御覧ください。23款の市債でございます。収入済額は2億5,609万4,000円となっております。

以上、歳入の合計といたしまして、収入済額は392億310万5,043円、不納欠損額は5,703万6,643円、収入未済額は6億3,434万4,811円となっております。

それでは、16ページを御覧ください。16ページからは歳出に関するものとなっております。

まず、1款の議会費でございます。支出済額としましては、次のページの左上になりますが、2億7,434万1,420円、不用額としましては726万3,580円となっております。

続く2款の総務費につきましては、支出済額が48億3,121万7,797円、翌年度繰越額、これは具体的には令和5年度から6年度への繰越分でございますが、これが5,271万3,000円、不用額としましては1億5,205万3,203円となっております。

続く3款が民生費でございます。内容としましては、社会福祉費、児童福祉費、生活保護費、災害救助費でございます。この民生費の支出済額につきましては190億6,939万5,571円、翌年度繰越額は330万円、不用額は5億497万1,429円でございます。

続く4款の衛生費でございます。支出済額は31億9,871万6,497円、翌年度繰越額は2,056万7,000円、不用額は1億3,901万1,503円となっております。

続く5款の農林水産業費でございます。内容としましては、農業費と次ページにかけて林業費となっております。支出済額は4億1,537万2,518円、不用額は3,799万6,482円となっております。

18ページに移りまして、次の6款は商工費でございます。支出済額は5億9,593万5,543円、不用額としましては2,647万457円でございます。

続く7款は土木費でございます。内容としましては、土木管理費、道路橋梁費、河川費、都市計画費、下水道費、住宅費となっております。支出済額は14億9,475万8,815円、翌年度繰越額は3,000万円、不用額は4,141万7,185円となっております。

続きまして、8款の消防費でございます。支出済額は11億2,157万1,288円、不用額は882万1,712円でございます。

続く9款の教育費につきましては、教育総務費、小学校費、中学校費、共同調理場費などとなっておりますが、支出済額としましては34億6,374万2,675円、翌年度繰越額は3,521万円、不用額は2億3,218万5,325円となっております。

続く10款は災害復旧費でございます。支出済額は3億6,479万2,736円、翌年度繰越額は8,344万4,000円、不用額は6,573万2,64円となっております。

20ページに移りまして、次の11款は公債費でございます。支出済額は28億9,855万2,441円、不用額は297万2,559円となっております。

続く12款の予備費の支出済額はゼロとなっており、不用額は2,774万円となっております。

以上、歳出の合計といたしましては、支出済額は377億2,839万7,301円、翌年度への繰越額は2億2,523万4,000円、不用額は12億4,663万3,699円となっております。

ここで、不用額の大きいものについて、主な要因を御説明したいと思います。

まず、17ページに戻っていただきまして、上から3点目、2款総務費の不用額が1億5,205万3,203円となっております。このうち1項総務管理費にて不用額を計上した主な事業につきましては、103ページに移っていただきまして、右側の備考欄に、7番、市有財産管理事業とあります。こちらに記載はございませんが、約2,000万円の不用額を計上しておりまして、その要因は、市有財産の工事、修繕が見込みより少なかったため及び旧市庁舎解体費用が入札により下がったためです。

続いて、2項企画費にて不用額を計上した主な事業につきましては、125ページとなります。125ページに移っていただきまして、7番、ふるさと応援寄附金納付促進事業とあります。記載はございませんが、約2,000万円の不用額を計上しております。その要因としては、寄附金額が想定より少なかったため、役務費の送金手数料や委託料の受付配送業務に不用が発生したこととしております。

次に、また17ページに戻っていただきまして、上から11行目、3款民生費の不用額が5億497万1,429円となっております。このうち1項の社会福祉費にて不用額を計上した主な事業につきましては、161ページに移っていただきまして、備考の31番、地域密着型施設等整備補助事業とあります。記載はございませんが、約5,300万円の不用額を計上しておりまして、その要因としましては、一部の施設で整備事業者の応募がなかったためです。

続いて2項、児童福祉費にて不用額を計上した事業につきましては、215ページに移っていただきまして、備考の1番、下見保育所運営事業とあります。記載はございませんが

……。

○委員長（横尾秋洋君） 課長、ちょっと待って。皆さん、追いついてますかね。大丈夫ですか。じゃあ、続けてください。

○財政課長（高木伸泰君） よろしいでしょうか。1番に下見保育所運営事業とございます。記載はございませんが、約1,700万円の不用額を計上しておりまして、この要因は会計年度任用職員の雇用につながらなかったためです。

続いて3項生活保護費にて不用額を計上した主な事業につきましては、235ページとなります。235ページに移っていただきまして、備考の1番、生活保護事業となります。約8,900万円の不用額を計上しておりまして、その要因は、健康診断による定期的な医療機関への受診が増加し、結果、見込みよりも医療費負担が減ったためです。

次に、17ページに移っていただきまして、下から6行目、4款衛生費の不用額が1億3,901万1,503円となっております。このうち1項の保健衛生費にて不用額を計上した主な事業につきましては、245ページに移っていただきまして、2項の19番、新型コロナウイルスワクチン接種事業とあります。記載はございませんが、約4,300万円の不用額を計上しておりまして、その要因は、接種実績が想定より少なかったためです。

続いて2項の清掃費にて不用額を計上した主な事業につきましては、265ページに移っていただきまして、4番、ごみ指定袋等購入・販売事業とあります。記載はございませんが、約900万円の不用額を計上しておりまして、この要因は、コロナ収束を見込んだごみ袋の購入数が想定よりも伸びなかったためです。

もう一度17ページに戻っていただきまして、下から2行目、5款農林水産業費の不用額が3,799万6,482円となっております。このうち1項農業費にて不用額を計上した主な事業につきましては、281ページに移っていただきまして、備考の4番、農業集落排水事業特別会計繰出金事業とあります。記載はございませんが、約1,500万円の不用額を計上しておりまして、その要因は、農業集落排水施設の電気料などが減となり、結果、繰出金の減額となったものです。

続いて19ページに戻っていただきまして、上から2行目、6款商工費の不用額が2,647万457円となっております。このうち不用額を計上した主な事業につきましては、291ページに移っていただきまして、備考の19番、LPガス料金高騰対策事業とあります。記載はございませんが、約1,200万円の不用額を計上しておりまして、その要因は、助成対象件数が見込みより少なかったためです。

また、19ページに戻っていただきまして、上から4行目、7款土木費の不用額が4,141万7,185円となっております。このうち1項土木管理費にて不用額を計上した主な事業につきましては、303ページに移っていただきまして、備考の6番、橋梁長寿命化促進事業とあります。記載はございませんが、約1,600万円の不用額を計上しております。その要因は、一部の橋梁において撤去から補修へ内容の変更を行ったためです。

また、19ページに戻っていただきまして、下から9行目、9款教育費の不用額が2億3,218万5,325円となっております。このうち1項教育総務費にて不用額を計上した主な事業につきましては、337ページに移っていただきまして、28番、就学援助奨励事業とあります。記載はございませんが、約1,300万円の不用額を計上しております。その要因は、給食費分が別事業である学校給食物価高騰対策事業により措置されたためです。

続いて2項小学校費にて不用額を計上した主な事業につきましては、343ページに移っていただきまして、1番、小学校管理運営事業とあります。記載はございませんが、約5,400万円の不用額を計上しております。

同じく、3項中学校費については、349ページに移っていただきまして、1番、中学校管理運営事業とあります。こちらも約2,500万円の不用額を計上しております。

ここで訂正があります。先ほど申し上げました小学校管理運営事業は、小学校施設維持管理事業の間違いでございました。343ページについては、2番、小学校施設維持管理事業でございます。

ただいま開いております349ページにつきましては、351ページ2番、中学校施設維持管理事業となります。こちらも2,500万円の不用額を計上しております。その要因は、それぞれ電気・ガス価格激変緩和措置により、光熱費の支出が抑制されたためです。

最後に、6項生涯学習費にて不用額を計上した主な事業につきましては、367ページに移っていただきまして、4番、生涯学習センター改修事業とあります。記載はございませんが、約600万円の不用額を計上しております。その要因は入札により工事費が減額となったためです。

不用額に関する説明は以上となります。

続いて22ページを御覧ください。22ページにつきましては、令和5年度一般会計における歳入歳出それぞれの合計額について円単位で改めて記載をしております。

歳入の合計額は392億310万5,043円、歳出合計額は377億2,839万7,301円、歳入歳出の差引き残額は14億7,470万7,742円、翌年度へ繰越すべき財源が8,429万7,000円となっております。

ます。

次の23ページ以降につきましては実行別の明細書となっておりますので、さきに見ていただきました款項の明細となっております。

この決算書のファイルにつきましては閉じていただきまして、本日お配りしております決算審査特別委員会フォルダ中の5. 新型コロナウイルス感染症関連事業一覧のファイルを開いてください。この資料について御説明をさせていただきます。

令和5年度におきましては、本予算に加え補正予算を6回編成し、新型コロナウイルスに関連する感染対策や物価高騰対策に関する事業を進めてまいりました。この資料は、それぞれ事業名称、所管課、内容、決算額などを記載しております。

資料上段の市の独自事業としては、16事業を実施しております。次に、コロナ物価高騰対応交付金以外の国県支出金を活用した補助事業としては6事業、合計22事業を実施してきたところです。その合計につきましては、右下のR5年決算額と書いている部分となります。合計で20億5,525万円の事業を実施しております。

財源としましては、その右に記載しておりますけれども、そのほとんどが国庫支出金を財源として事業を実施してきたところでございます。

このファイルを閉じていただきまして、続いて「1. 歳入歳出決算状況」と書かれたファイルをお開きください。「令和5年度筑紫野市一般会計決算審査特別委員会説明資料」、下に「歳入歳出決算状況」と書いております資料でございます。こちらでは前年数値と比較をしながら決算内容について御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、2ページをお開きいただきたいと思っております。こちらは一般会計歳入歳出決算状況となっております。この資料につきましては1,000円単位でまとめさせていただいております。

まず、上段の部分になりますが、繰り返しになりますが、収入額は392億310万5,000円、支出額が377億2,839万7,000円、収支差引額が14億7,470万8,000円、実質収支額が13億9,041万1,000円となっております。なお、括弧書きの数値につきましては昨年度の数値となっております。

では、次に歳入の決算状況についてでございます。

このページの真ん中に円グラフを記載させていただいておりますが、まずはこちらを御覧ください。歳入に占める自主財源と依存財源の割合を示しております。

まず、ピンク色の自主財源につきましては全体の46.5%を占めております。次に、オレ

オレンジ色の依存財源につきましては53.5%という比率となっております。御覧いただきますように、令和5年度においては依存財源が自主財源を上回っております。

次に、下の表を見ていただきますと、まず、ピンク色の自主財源の部分でございます。自主財源には、市税、繰入金・繰越金、使用料及び手数料、諸収入などがございます。自主財源の令和5年度の決算額は182億4,277万6,000円で、前年度比で2億7,444万円の減となっております。自主財源の主なものは市税でございますが、市税の令和5年度の決算額は142億8,303万6,000円で、前年度比で1億7,800万3,000円の増となっております。

では、続いてオレンジ色の依存財源の部分でございます。依存財源には、地方交付税、国県支出金、地方譲与税各種交付金、市債、こういったものがございます。依存財源の令和5年度の決算額は209億6,032万9,000円で、前年度比3億8,187万4,000円の増となっております。依存財源の中でも地方交付税につきましては決算額が48億1,644万8,000円で、前年度比2億4,169万2,000円の増となっております。

次に、その下の国県支出金についてでございますが、決算額は126億1,365万8,000円で、前年度比3億8,164万1,000円の増となっております。

そして、それらの増減理由を簡潔にまとめたものが、円グラフの上にあります文書の部分でございます。読み上げさせていただきますと、歳入全体としましては、前年度比0.3%、金額にすると1億743万4,000円の増加となりました。主な増減内容としましては、市税は個人市民税や固定資産税などが増加したため1.3%の増、国県支出金は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などの増加により3.1%の増。一方で、繰入金・繰越金は、前年度繰越金などが減少したため18.9%の減、市債は臨時財政対策債などが減少したため53.6%の減となっております。

では、続いて3ページをお開きください。

こちらにつきましては、市税の収入状況ということでまとめておりますが、市税につきましては市の主要な財源でございますので、円単位で少し細かく説明をさせていただきますと思います。

では、網かけの部分となります。

個人の市民税につきましては、決算額は58億4,892万2,471円となり、前年度比で1億9,002万6,513円増加しております。その要因としましては、個人所得の増加によるものがございます。

では、次に法人市民税についてでございます。決算額は6億9,393万2,452円となり、前

年度比で1億2,805万2,776円減少しております。その要因としましては、企業収益の減によるものでございます。

続いて、固定資産税についてでございます。決算額は57億7,867万9,580円となり、前年度比で6,451万5,772円増加しております。その要因としましては、宅地の税負担の調整措置によるものでございます。

次に、軽自動車税につきましては、決算額は2億6,311万2,573円となり、前年度比で938万3,253円増加をしております。その要因は登録台数の増加に伴うものでございます。

次に、たばこ税についてでございます。決算額は6億6,238万7,735円となり、前年度比で665万3,933円増加しております。その要因としましては、販売本数の増加によるものでございます。

次に、入湯税についてでございます。決算額は645万8,690円となり、前年度比で117万3,330円増加しております。その要因といたしましては、利用者数の増加によるものでございます。

次に、都市計画税についてでございます。決算額は10億2,096万2,343円となり、前年度比で3,435万8,371円増加しております。その要因といたしましては、固定資産税と同様、宅地の税負担の調整措置によるものでございます。

ここまでが歳入でございまして、次の4ページからは歳出についての説明になります。

4ページにつきましては、歳出の目的別の決算状況でございます。歳出全体としましては、前年度比0.4%、金額にすると1億5,738万7,000円の減少となっておりますが、歳出を目的別に分類いたしますと、どのような分野にどれぐらいのお金が使われているかを見ることができます。歳入と同じように円グラフや表でまとめさせていただいております。

まず、円グラフを見ていただきますと、毎年のことではございますが、民生費の割合が最も多くなっており、全体の50.5%を占めております。続く2番目が総務費の12.8%、3番目が教育費の9.2%、続いて、衛生費、公債費、土木費と続いております。

次に、下段の表を見ていただきたいと思っております。主なものを御説明しますと、まず、子どもや高齢者、障がい者などの福祉に使われた民生費でございます。令和5年度決算額は190億6,939万6,000円、前年度比で13億8,341万9,000円の増となっております。その下は、行政の運営や戸籍、税金の徴収などに使われた総務費でございます。決算額は48億3,121万8,000円で、前年度比で10億7,768万円の減となります。その下は、教育や文化・スポーツなどに使われた教育費でございますが、決算額は34億6,374万3,000円で、前年度比3,74

7万8,000円の減となっております。その下は、健康診断や予防接種、ごみ処理などに使われた衛生費でございます。決算額は31億9,871万6,000円で、前年度比で2億6,113万9,000円の減となります。

歳入と同様に、主な増減理由をまとめた上段の文章の部分を御覧いただきたいと思いません。

まず、民生費についてでございます。新型コロナの感染症対策である住民税非課税世帯等への緊急支援給付金支給事業が5億3,174万円の皆減、同じく臨時特別給付金支給事業が3億219万8,000円皆減いたしておりますが、新規事業の住民税非課税世帯への物価高騰支援給付金支給事業が10億7,852万8,000円の皆増、介護給付等事業が3億8,953万5,000円増加をいたしました。

次の総務費でございます。市有財産管理事業が1億5,655万円の増加、ふるさと応援寄附金納付促進事業が1億2,098万6,000円増加しましたが、基金積立事業が14億7,994万5,000円の減少となっております。

次の教育費でございます。小学校プール改修事業が6,538万1,000円の皆増、中学校ナイター施設運営事業が5,370万2,000円増加しましたが、小中学校トイレ改修事業が2億9,247万3,000円の皆減となっております。

次の衛生費につきましては、総合保健福祉センター修繕事業が1億321万4,000円皆増しましたが、新型コロナウイルスワクチン接種事業が1億7,917万8,000円の減少、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合負担金事業が2億6,231万9,000円の減少となっております。

続きまして、5ページをお開きください。

5ページは同じく歳出についての資料となりますが、このページは性質別に分類した場合の資料となっております。歳出を性質別に分類いたしますと、大きくは義務的経費、投資的経費、その他の経費に分けられます。義務的経費とは、扶助費、人件費、公債費でございます。投資的経費とは、普通建設事業費、災害復旧事業費でございます。その他の経費としましては、補助費や物件費、維持補修費などでございます。

同じように円グラフをつけておりますけれども、そちらを御覧いただきますようお願いいたします。

まず青色の義務的経費につきましては、全体の57.1%を占めております。次に緑色のその他の経費が全体の37.7%、オレンジ色の投資的経費が全体の5.2%を占めております。

次に下段の表を見ていただきますと、青色の義務的経費の令和5年度決算額が215億4,5

05万5,000円で、前年度比18億6,297万円の増となっております。この義務的経費の中でも、その下の生活保護費や高齢者・障がい者への給付費といった扶助費が前年度比で12億342万円の増となっており、義務的経費が増加した主な要因となっております。

次に、オレンジ色の投資的経費につきましては、決算額19億5,360万円で、前年度比4,166万6,000円の増、続いて、緑色のその他の経費につきましては、決算額142億2,974万2,000円で、前年度比20億6,202万3,000円の減となっております。

先ほどと同様に、主な増減理由をまとめた文書の部分を読み上げさせていただきます。

まず義務的経費につきましては、前年度比で9.5%の増加となっております。内容としましては、扶助費は感染症対策である住民税非課税世帯等への緊急支援給付金が5億1,950万円の皆減となりましたが、同じく物価高騰支援給付金等が10億6,099万円の皆増、均等割のみ課税世帯への物価高騰支援給付金等が2億2,725万円の皆増、障害児通所給付費が2億61万円の増加となりました。公債費についても、地方債繰上償還元金が4億9,773万5,000円皆増したことが主な要因でございます。

次に投資的経費でございますが、前年度比で2.2%増加しております。内容としましては、小学校トイレ改修事業費が2億9,247万3,000円の皆減、人権文化センター施設維持管理事業費が1億7,989万円減少したことなどにより、普通建設事業費が2億5,173万円減少しましたが、令和5年7月豪雨等の災害により、災害復旧事業費が2億9,339万6,000円増加したことが主な要因でございます。

次にその他の経費につきましては、前年度比で12.7%減少しております。内容としましては、補助費などにつきましては、次世代育成お米券支給事業費が2億3,605万円の皆減、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合負担金が2億6,231万9,000円減少となっていること、物件費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業委託料が1億7,519万2,000円の減少となっていること、その他につきましては、積立金が14億9,852万3,000円の減少となっていることが主な要因でございます。

こちらのファイルにつきましては閉じていただきまして、次に決算認定資料の説明に移らせていただきたいと思います。

本会議フォルダの中の4. 決算認定資料（R5）と書かれたファイル、もしくは通知のファイルをお開きください。こちらの6ページとなります。

6ページから8ページにかけて、令和5年度の決算の概要をまとめております。ページの一番上に括弧書きで普通会計と書いておりますが、国の地方財政状況調査において

は、普通会計で算出することとなっております。また、財政力指数や経常収支比率といった財政指標につきましても、普通会計で算出するようになっておりますので、この概要につきましては普通会計で記載しております。

それでは、上段の総括の部分を御覧いただきたいと思います。

まず、筑紫野市における普通会計についてですが、普通会計とは、一般会計に住宅新築資金等貸付事業と奨学資金貸与事業特別会計を加えたものとなっております。普通会計における歳入総額は392億3,668万9,000円、歳出総額は377億5,795万4,000円で、歳入歳出差引後の形式収支につきましては、14億7,873万5,000円の黒字となっております。翌年度へ繰り越すべき財源である8,429万7,000円を差し引くと、実質収支につきましては13億9,443万8,000円の黒字となっております。この実質収支につきましては、前年度までの剰余金が含まれておりますので、前年度の実質収支であります11億8,456万9,000円を差し引きますと、単年度収支は2億986万9,000円の黒字となっておりますが、これに黒字要素である財政調整基金への積立金6億602万4,000円及び公債費繰上償還金4億9,773万5,000円、赤字要素である財政調整基金繰入金4億9,773万5,000円を加えた実質単年度収支は、8億1,589万3,000円の黒字となっております。

次に、主な財政指標の状況と書いてある部分を御覧ください。

まず財政力指数の状況でございます。この指標につきましては、自治体の標準的な収入で合理的に行政運営を行った場合に、どの程度の必要経費が賄えるかを測定する指標でございます。これは1に近く、さらに1を超えるほど財源に余裕があるとされております。令和5年度の財政力指数につきましては0.746となっており、臨時財政対策債振替相当額の減少に伴う基準財政需要額の増などによりまして、前年度と比べますと0.018ポイント減少しております。

次に、経常収支比率の状況でございます。この指標は財政構造の弾力性を測定する指標でございます。この比率につきましては低いほど財政構造が弾力性に富んでいるとされております。令和5年度の経常収支比率は87.7%となっておりますが、臨時財政対策債の減、物件費、扶助費の経常的な経費に充てる一般財源の増などによりまして、前年度と比べますと1.7ポイント増加しているところでございます。

次のページに移りまして、財政健全化法による四つの健全化判断比率についてでございます。このページでは簡潔に要点をまとめさせていただいておりますが、これらの比率の内容につきましては、後ほど別の資料を使って詳しく説明をしますので、次の8ページを

お開きいただきたいと思います。

このページでは、これまで申し上げてまいりました歳入歳出決算額や財政力指数、経常収支比率といった主な財政指標の直近3か年の推移を一覧表にまとめております。

続く9ページから11ページにかけては、歳入の状況でございます。

続く12ページから14ページにかけては、歳出の目的別の状況でございます。

続く15ページから17ページにかけては、歳出の性質別の状況について記載をさせていただいておりますが、こちらにつきましては普通会計ベースの内容となっております。内容は先ほど御説明したものとほとんど重複しますので、説明は省略させていただきます。

それでは、決算認定資料、こちらの資料の18ページをお開きください。横向きの資料となっておりますが、これまで主要な財政指標ということで幾つかの指標を見ていただきましたが、その他の指標についても、もう少しここで確認をしてまいりたいと思います。

表が大まかに5列に分かれている中で右から2列目、また、上から3行目となっております。標準財政規模と書いている部分があるかと思っております。この標準財政規模の計算式は、普通交付税に標準税収入額を加えて、さらに臨時財政対策債発行可能額を加えたもので算出されます。これで計算をいたしますと、令和5年度の標準財政規模は、210億4,581万8,000円となります。

次に、その下段の税収入状況でございます。これは現年課税分でございますが、調定済額としましては142億7,235万7,000円、収入済額が141億5,742万8,000円でございますので、現年度の徴収率としましては、99.2%となっております。

次にその右上、上から3行目の積立金の現在高でございます。財政調整基金、減債基金、その他ということで内訳はこちらに表示されておりますが、令和5年度の積立金現在高合計は、184億1,814万5,000円となっております。

その下段の地方債現在高についてでございます。内訳は記載のとおりでございますが、多くは政府資金となっております。地方債の現在高は204億9,888万9,000円となっております。

続いて、19ページを御覧ください。ここでは、各会計の歳入歳出決算の総括表ということで1枚にまとめさせていただいております。さきに申し上げました決算書の数値につきましては、このページの上段でございます一般会計の部分に記載をしております。このページにつきましては1,000円単位となっておりますけれども、歳入決算額は392億310万5,000円、歳出決算額は377億2,839万7,000円、繰越財源は8,429万7,000円でございますので、

差引残額は13億9,041万1,000円となっております。なお、参考といたしまして、各特別会計の決算数値もこのページの中に記載をさせていただいております。

では続きまして、21ページを御覧ください。ここからは決算の推移を載せた資料となっております。

23ページをお開きください。このページは決算収支の状況、経常収支比率の状況となっておりますが、それぞれ令和元年度からの推移を改めて掲載しております。

次に、24ページから次のページにかけて経常収支の状況となりますが、収入の状況について平成30年度からの推移を掲載しております。

次に、26ページから次のページにかけましても支出の状況について、同じく平成30年度からの推移を掲載しております。

それでは、28ページをお開きください。このページは税収入の状況でございます。それぞれ令和3年度から令和5年度まで、3年間の調定済額、収入済額、そして徴収率を掲載しております。このページの下から3行目の合計の部分でございますが、令和5年度の調定済額につきましては147億6,772万6,000円、収入済額は142億8,303万6,000円となっております、徴収率は96.7%となっております。先ほどのページでは現年度の徴収率を申し上げましたが、このページは滞納分を含んでおりますので、全体で96.7%となっております。令和5年度の徴収率につきましては、これまでに比べても向上しています。

続いて、29ページを御覧ください。このページにつきましては、目的別支出の状況でございます。おおむね決算書と同じ並びになっておりますが、議会費から始まり、総務費、民生費という形で、それぞれ令和元年度から令和5年度までの、こちらは普通会計における決算額を載せております。

ここで、上から3行目の民生費の部分を見ていただきたいと思います。令和元年度の148億円から始まりまして、令和2年度が159億円、次が192億円、182億円、190億円と、コロナや物価高騰関連事業の影響もありますが、民生費につきましては例年増加傾向にあります。

続きまして、30ページをお開きください。このページにつきましては、性質別で見た場合の人件費の状況をまとめております。令和元年度から令和5年度までの人件費をそれぞれ区分ごとに細かくお示しさせていただいております。

人件費の総額といたしましては、下から7行目の合計Cと書いている部分となりますが、右端を見ていただきますと、令和5年度の決算額は48億3,856万3,000円で、前年度比

5.0%の増となっています。その主な要因としましては、上から4行目となりますが、4の職員給の増によるものでございます。前年度比で4.1%の増、金額にすると約1億2,000万円の増となっております。これは、その3行下の①給料や、その10行下の⑦期末勤勉において、人事院勧告に伴う引上げが行われたためでございます。

では続きまして、31ページに移っていただきまして、物件費の状況でございます。物件費には、この表に記載しておりますが、賃金、旅費、交際費、消耗品といった需用費、役員費、備品購入、委託料などが含まれます。

同じく、令和元年度から令和5年度までの状況を区分ごとに掲載させていただいております。表の中ほどになります、上から9行目になりますが、「計」と書いている部分があるかと思えます。右端を見ていただきますと、令和5年度の決算額は45億6,639万5,000円で、前年度比4.0%の減となっております。その主な要因としましては、この2つ上の行にある7の委託料が8.0%減少しておりますが、こちらはコロナワクチン接種委託料の減などによるものでございます。

では、続きまして32ページをお開きください。補助費等の状況でございます。補助費等についても同様に、令和元年度から令和5年度までの状況を掲載させていただいております。表の中ほどになりますが、上から7行目に「計」と書いている部分があるかと思えます。補助費の令和5年度の決算額は37億3,033万1,000円で、前年度比16.0%の減となっております。この主な要因としましては、この二つ上の行となります2の補助交付金の減などによるものでございます。

その右側の33ページにつきましては、単独で行う補助交付金について掲載をさせていただいておりますが、こちらにつきましては、後ほど別の資料を使って説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

それでは、34ページをお開きいただきたいと思えます。このページは地方債の状況ということで、令和5年度における市債の借入状況をまとめた資料となっております。それぞれの区分ごとに借入額、借入先、借入年月日、借入利率、償還期間などを一覧表としてまとめております。

このページの一番下の合計の部分でございます。令和5年度の借入額の合計は2億5,609万4,000円となっております。その主なものとしましては、その三つ上の行となりますが、臨時財政対策債の1億1,309万4,000円でございます。よって、借入額のほとんどがこの臨時財政対策債となっております。

では、続きまして35ページを見ていただきたいと思います。この資料では、市債借入先別、利率別現在高の状況ということで、借入先ごとに現在高と借入利率別の内訳を一覧表としてまとめております。

利率が一番高いところで言いますと、これは横向きの資料ですが、右から6列目の5.0%以下の部分でございます。この欄には37万5,000円との数字があるかと思いますが、これは利率が高い時期、具体的には平成6年度に借入れを行った利率が4.65%のものでございます。なお、この借入分につきましては、令和6年度に償還を終える予定でございます。

次に、この表の下から3行目の「合計」と書いてある部分を御覧ください。字が小さく恐縮でございますが、この一番左端の数値が令和4年度末の現在高となっております。金額を申し上げますと、230億5,290万7,000円でございます。この横が令和5年度の発行額、すなわち借入額でございますが、先ほど申し上げました2億5,609万4,000円となっております。それから、その右側が令和5年度に償還をしました元金でございます。28億1,011万2,000円となっております、差引きをいたしますとその右の数値となりますが、204億9,888万9,000円、これが令和5年度の普通会計における市債残高となっております。前年度と比較をしますと、記載はしておりませんが約25億円の減となっております。

では、続きまして36ページをお開きください。このページは、消費税率の引上げ分に係る地方消費税交付金の充当状況を示した資料でございます。

消費税率につきましては段階的に引き上げられておりますが、その増収分については、使途を明確化し、社会保障施策に充てることとされております。令和5年度の社会保障施策に要した経費は155億438万7,000円でしたが、その一部に地方税率の引上げ分である社会保障財源化分の13億8,108万7,000円が充てられたということを示した資料でございます。

37ページからは、事務事業の成果説明書となります。これにつきましては、それぞれの所管で行いました令和5年度の事業内容について簡潔にまとめたものを記載させていただいております。総合計画における政策の1から5まで政策順に記載をさせていただいておりますが、この中身についての説明は省略させていただきたいと思います。

それでは145ページをお開きいただきたいと思います。145ページ、こちらにつきましては契約の実績となります。令和5年度に契約をいたしました1,000万円以上の契約について、土木工事や舗装工事など、工事の種別ごとに掲載をさせていただいております。

では、続きまして157ページをお開きください。157ページからは財産に関する調書となります。個々の内容についての説明はいたしませんけれども、公有財産、物品、債権、基金といった財産につきまして、特別会計も含めて掲載をさせていただいております。

それでは、193ページをお開きください。参考資料ということでございますが、具体的には最後の194ページに令和5年4月1日現在の行政組織機構図を掲載させていただいております。

決算認定資料についての説明は以上となります。ファイルを閉じていただきまして、次に、決算審査特別委員会のフォルダにございます2. 健全化比率のファイルをお開きください。令和5年度筑紫野市一般会計決算審査特別委員会説明資料、健全化判断比率でございます。こちらの2ページを御覧いただきたいと思っております。

まずは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要から御説明をさせていただきたいと思っております。この法律は、財政指標の整備とその開示の徹底、財政の早期健全化や再生を図ることを目的に、平成21年4月に全面施行をされております。

次に、健全の度合いを示すイメージとして三つの枠で囲っておりますが、まず、一番左の部分をお覧ください。一番左は健全段階の状態でございます。

健全段階であれば、ここに書いてありますとおり特に問題はございません。ただし、真ん中の財政の早期健全化段階になれば、3点の記載があるかと思っておりますが、例えば、1点目では財政健全化計画の策定や外部監査の要求が必要とされており、2点目の実施状況を毎年度議会に報告し公表するといったことも必要となってまいります。さらに、一番右の財政再生段階になれば、1点目になりますが、財政再生計画の策定が必要となってまいります。ほかにも、3点目になりますが、地方債の発行が制限されたり、一番下になりますけれども、財政運営が計画に適合しない場合は、予算の変更が勧告されるなどの制限が出てまいります。

では、次に下段の図を見ていただきたいのですが、この法律の中では五つの指標が設けられております。まずは実質赤字比率、次に連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率といった五つの指標が設けられております。それぞれの指標には、いわゆるイエローカードに当たります早期健全化基準と、レッドカードに当たります財政再生基準が定められております。特に真ん中の早期健全化基準につきましては、突然財政が破綻して困らないよう早期対応のために設定されたものであり、これがこの法律の特徴となっております。

続いて3ページをお開きください。このページは、健全化判断比率における算定の対象を示した資料でございます。表の中ほどに青色の矢印が5本あるかと思いますが、まず、一番左の実質赤字比率についてでございます。この実質赤字比率につきましては、一般会計等、すなわち決算統計上の普通会計が対象となります。

次に、連結実質赤字比率につきましては、この一般会計等に公営事業会計を加えたものが対象となってまいります。

次に、実質公債費比率につきましては、さらに一部事務組合、広域連合を加えたものが対象となってまいります。具体的に申し上げますと、消防組合、清掃施設組合、水道企業団などを加えたものが対象となってまいります。

次に、将来負担比率についてでございます。将来負担比率につきましては、さらに地方公社、第三セクターを加えたものが対象となり、具体的には土地開発公社を加えたものが対象となってまいります。

最後に一番右の資金不足比率についてでございますが、資金不足比率につきましては公営企業会計ごとに算定を行うこととなっております。

続いて4ページをお開きください。このページは令和5年度の算定結果がどの辺りに位置しているのかを視覚的に表したものでございます。この表においては、左側が健全な財政状態を表し、右に行けば行くほど悪化した財政状態になることを表しております。

まず、1の実質赤字比率と2の連結実質赤字比率につきましては、赤字は発生しておりませんので算定なしという意味であります、ハイフンで表記をさせていただいております。

次に、3の実質公債費比率についてですが、実質公債費比率の算定結果は2.7%となっております。その右を見ていただきますと、早期健全化基準が記載されていると思いますが、早期健全化基準は25.0%でありますので、この基準を大きく下回っている状態となっております。

次に、4の将来負担比率及びその下の資金不足比率につきましては、同様に算定なしという結果となっております。

御覧いただきましたように、算定の結果は全てこの表の左側にありますので、財政健全化法においては健全な財政状態に位置しています。

それでは、5ページをお開きください。このページから次のページにかけて、それぞれの指標の計算式について資料として添付しております。この資料につきましては、後ほど御確認をいただければと思います。

こちらのファイルについては閉じていただきまして、最後となりますが、3. 個別資料（財政課・会計課・収納課）のファイルをお開きください。

○委員長（横尾秋洋君） 課長、あと何分ぐらいかかりますか。

○財政課長（高木伸泰君） あと20分ほどございます。

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、午前の部はここまでといたしましょう。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後0時05分

再開 午後1時00分

○委員長（横尾秋洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

では、続きを説明してください。

○財政課長（高木伸泰君） それでは、引き続き説明をさせていただきます。

最後となりますが、3. 個別資料（財政課・会計課・収納課）のファイルを御覧ください。

それではこちらの資料の、紙では1ページ、タブレットでは3ページをお開きいただきたいと思います。

まずは、財政計画の進捗状況について御説明をさせていただきます。内容としましては次のページからとなっております。ページ上段に枠囲みをしております①から⑥までの内容が、第3次筑紫野市財政計画における令和5年度までの目標となっております。

まず、①からでございます。一般会計において実質収支の黒字を継続するとともに、収支均衡を図るという部分でございますが、数値としましては計画期間の4年間分を掲載しておりますけれども、御覧いただきますように令和5年度におきましても黒字を継続することができました。

次に、②の実質公債費比率は6.4%以内とするという部分でございます。令和5年度を見ていただきますと、実質公債費比率は2.7%となっており、6.4%以内とすることができました。

次に、③の計画終了時の地方債残高が276億円以下となるようにするという部分でございます。同様に令和5年度を見ていただきますと204億9,900万円となっており、目標値の276億円以下とすることができました。

3ページ、Side Books上で5ページに移っていただきまして、④の計画終了時の基金残高が93億円以上となるようにするという部分でございます。同様に令和5年度を見ていただきますと184億1,800万円となっており、目標値の93億円以上とすることができております。

次に、⑤の事務事業評価の充実を図り、行財政の効率化を図るという部分でございます。令和5年度におきましては、内部評価は19事業、外部評価は10事業を実施しているところでございます。

次に、⑥のRPAなどの活用により行財政の効率化を図るという部分でございます。こちらは、市のLINE公式アカウントをリニューアルし、ごみ出し日のリマインド配信、分別方法のチャットボット、道路の損傷報告などの機能充実を実施し、行財政の効率化を図ってまいったところでございます。

では、続いて4ページ、Side Booksでは6ページをお開きください。次は単独で行う補助事業の一覧でございます。

資料につきましては5ページ、Side Books上で7ページにかけまして、一覧でまとめさせていただいております。それぞれ令和元年度からの状況を掲載させていただいておりますが、紙で8ページ、Side Booksでは10ページの一番下の合計の部分をお覧ください。令和5年度の数値は一番右でございますが、市が単独で行った補助の合計は6億556万7,000円となっております。

なお、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策に係る補助金につきましては、備考欄のほうに記載をしておりますが、ナンバー59及びナンバー110からナンバー125までが対象となっております。

続きまして9ページ、Side Booksでは11ページをお開きください。次は、臨時財政対策債の残高についてでございます。

臨時財政対策債については、平成13年度に制度化されました当初から借入れを行っております。平成13年度の借入額としましては3億9,050万円でございます。14年度は約8億4,000万円、15年度は約17億6,000万円と、毎年借入れを行っておるところでございます。そして、表の一番下の行になりますが、令和5年度におきましては1億1,309万4,000円の借入れを行っております。下段の括弧書きが年度末の残高となっております。令和5年度末の残高は138億3,555万6,000円となっております。

この臨時財政対策債につきましては、国の財政事情の悪化により国と地方で折半すると

いうルールが平成13年度につくられ、地方は借金を肩代わりしているという状態が続いております。本来は地方交付税として国が全額負担すべきものでありますので、財政課としても毎年、全国市長会を通じて、この臨時財政対策債を廃止して全額を地方交付税として交付するよう求めているところでございます。

最後に10ページになります。Side Booksでは12ページになります。一般会計から特別会計への繰出金についてでございます。

上段に一般会計から特別会計への繰出金の推移、下段に一般会計から公営企業会計への繰出金の推移を掲載しております。それぞれ令和元年度からの推移を掲載させていただいておりますが、上段の特別会計への繰出金の合計は令和5年度で37億2,609万9,598円となっております。前年度と比較しますと、記載はしておりませんが、約3億4,000万円の増加となっております。この主な要因は後期高齢者医療事業特別会計への繰出金でございまして、前年度比約1億7,000万円の増加となっております。こちらについては被保険者数の増加が主な要因でございます。

では、次に下段の公営企業会計に移りまして、令和5年度における公営企業会計への繰出金については4億99万1,000円となっております。こちらは、企業債残高の減少に伴いまして元利償還金も減少しておりますので、前年度比で約3,600万円の減となっている状況でございます。

次のページ以降の資料につきましては、この後の会計課、収納課より御説明をさせていただきます。

以上で、令和5年度の決算概要についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（横尾秋洋君） お疲れさまでした。長時間にわたって財政課から説明がありました。質疑に入りたいと思いますが、その前に私のほうから、資料要求の中で、先ほど不用額の説明がずっとありましたので、前半の中で不用額の理由ということで1,000万以上を追加資料で要求しますので、説明方をお願いします。この分と、先ほどずっと不用額の説明がありましたけれども、1,000万以上だったら大体それに該当するのかなと思いますので、課長が説明した分の不用額の中身の説明を資料要求の中で求めますから、お願いします。

○財政課長（高木伸泰君） 先ほど副委員長から求められましたのは、午前中に不用額の説明を口頭で行いましたけれども、その一覧を出してほしいということでしたので、それを事務局に伝えて……。

○委員長（横尾秋洋君） 決算書を見たらかなりの金額があるから、1,000万以上ということであればいいと思うので。

どうですか、皆さん。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 1,000万円以上の不用額の分の理由を出してください。

○財政課長（高木伸泰君） 1,000万円以上の不用額の理由を後日配布する審査資料に加えるとのことによろしいでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） ええ、審査のときに。

○財政課長（高木伸泰君） かしこまりました。

○委員長（横尾秋洋君） では、説明を受けましたけど、質疑のある方は挙手して指名を受けて質問してください。

赤司祥一議員。

○委員（赤司祥一君） すいません、聞き逃しだったら申し訳ないんですけど、このページというのを通知でお送りします。届きましたか。今、通知で送らせていただいたページの依存財源と自主財源の円グラフがあるページですけれども、この中でピンク色の自主財源の繰入金、繰越金が、令和4年度が21億円、令和5年度が17億円ということで、4億円ちょっと減少している理由をお伺いできないかなと。この上の文章で見ると「繰入金、繰越金は、前年度繰越金などが減少したため4億600万円の減少」と書いていますけれども、この前年度繰越金が減少した理由とかがあれば教えていただきたいです。

○委員長（横尾秋洋君） しばらく休憩します。

————— . ————— . —————
休憩 午後1時11分

再開 午後1時12分
————— . ————— . —————

○委員長（横尾秋洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○財政課長（高木伸泰君） こちらは、繰入金、繰越金ということで委員が御質問してあるものは、約4億円を削減したということになっています。こちらの内訳を申し上げますと、繰入金については2億3,000万円ほど増加をしております。繰越金については6億4,000万円ほど減少しております。ということで差引き約4億円の減ということになっており

ます。

さらにこの内訳を御説明いたしますと、繰入金につきましては財政調整基金の繰入金が約5億円増加しております。この原因については、地方債の繰上償還を行ったためでございます。続いて、創生振興基金の繰入金が2億4,000万円ほど減少しております。この理由につきましては、令和4年度に繰入れを行ったお米券の支給事業が皆減したためでございます。

続いて、繰越金の内訳を申し上げます。まず、繰越明許費における繰越金の減が約3億5,000万円ございます。こちらについては、主にはJR二日市駅の整備事業で令和3年度から4年度までの繰越しがあったんですけれども、その繰越分がなくなったために約3億5,000万円の減となっているところなんです。それに加えて前年度繰越金が約2億9,000万円の減となっております。ということで合算しますと、繰越金が約6億4,000万円の減ということになっております。

説明については以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） いいですか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） すいません、説明されていたら申し訳ないんですけど、今通知しました左のページの総務費の基金積立事業が14億円減少した理由を、簡単で大丈夫ですのでもお願いしてもよろしいですか。

○委員長（横尾秋洋君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時15分

再開 午後1時17分

○委員長（横尾秋洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） こちらは決算認定資料の11ページを御覧いただきますようお願いいたします。積立金につきましては、公共施設等整備基金積立金が約10億円減少、財政調整基金積立金が5億8,000万円減少しましたということが書いてあります。主な理由につきましては、このいずれにおきましても令和4年度において、年度途中での歳入と歳出差を調整するために積立てを行ったというのが主な原因でございます。

説明については以上です。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。段下議員。

○委員（段下季一郎君） S i d e B o o k s のページでいいますと290の右側で、不用額が1,200万円だったという説明があったと思います。19番のLPガス料金の高騰対策事業は助成対象件数が見込みよりも少なかったということですが、この想定は多分事業所数とかで想定していたと思うんですが、申請が少なかった要因は何だと見ておられますか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○財政課長（高木伸泰君） ただいま資料を持ち合わせていないんですけれども、こちらの事業につきましては集中審査の資料要求の対象に入っておりますので、そちらでお尋ねいただければと考えているところでございます。

○委員（段下季一郎君） 分かりました。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） ないようですので、財政課の説明を以上で終わります。いいですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） お疲れさまでした。次は会計課が入ってきます。課の入替えのためしばらく休憩します。

休憩 午後1時20分

再開 午後1時21分

○委員長（横尾秋洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて企画政策部長に入ってくださいました。会計課の審査等に入りますので、部長の御挨拶と職員の紹介をして説明に入ってください。

宗貞部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） こんにちは。令和5年度の決算審査、どうもお疲れさまでした。企画政策部の宗貞でございます。今回、会計課のほうから、基金の平成25年から令和4年度までの残高、令和5年度の基金状況、資金の預金及び運用状況について御説明申

し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

職員の紹介をさせていただきます。会計課長の葉山でございます。

○会計管理者（葉山順子君） 葉山です。よろしくお願いいたします。

○委員長（横尾秋洋君） 会計課出納担当係長の荒井でございます。

○出納担当係長（荒井健治君） 荒井と申します。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（横尾秋洋君） では、説明をお願いいたします。

課長。

○会計管理者（葉山順子君） それでは、基金年度末残高及び令和5年度基金状況、預金先及び運用状況についての御説明をいたします。決算審査資料の個別資料を御覧ください。

まず、12ページ、Side Booksの14ページからになります。基金年度末残高でございます。こちらは、平成25年度から令和4年度までの過去10年間の年度ごとの残高の推移を一覧表にしたものです。

一番右の欄になります。令和4年度末で24の基金があり、基金の総額が183億3,020万5,450円ございました。

続きまして、13ページ、Side Books 15ページを御覧ください。令和5年度基金状況、預金先及び運用状況一覧について御説明申し上げます。

まずは令和5年度における基金の動きについてでございます。上の段の表を御覧ください。左から基金名、令和4年度末残高、利子積み立て、基金の積み立て及び取り崩し、令和5年度末残高の順に記載しております。左から2列目、令和4年度末の残高は、前の12ページ、Side Booksでは14ページの令和4年度末のものを転記したのようになっております。残高は183億3,020万5,450円となっております。

その横、令和5年度中に運用利子の積立てを合計1,062万7,344円、基金積立てを合計16億8,827万8,214円、基金取崩しを合計5億3,354万8,700円行いました。令和5年度末残高は合計194億9,556万2,308円となっております。なお、この残高につきましては、出納整理期間の積立て、取崩しを含んだものとなっております。

基金の運用につきましては、左下の基金の運用状況を御覧ください。基金の運用により、合計1,062万7,591円の利子収入が発生しております。内訳としましては、大口定期による預け入れを、令和5年6月16日から令和6年3月15日まで福岡銀行ほか五つの金融機関に行っており、合計で3万8,830円の利子収入がっております。なお、大口定期預金の

額につきましては、市がその金融機関から借入れを行っている残高プラス1,000万円の範囲内としております。理由としましては、預金をしている金融機関が万が一破綻した場合、預金は1,000万円までしか保護されませんが、金融機関から借入れをしている場合は、その借入額を加えた額まで保護されることになっているためでございます。

次に、債券による運用につきましては、定期預金による運用収入が年々減少している状況のため、安全性を確保した上で運用収入の向上を図るため、平成30年度から債券による運用を行っているところでございます。令和5年度につきましては、一番下の⑫、第160回20年国債を1億円購入し、運用利子の確保を図ったところでございます。運用利子は合計で1,058万8,761円となっております。令和4年度から約151万円増となっております。

一番下の米印、繰替運用についてでございますが、年度を通して市は債権者等に支払いを行っておりますが、支払い額に対して歳計現金が不足するおそれがある場合、その不足する額をほかより一時借入れをする必要がございます。この場合、基金からの借入れを行っているところでございますが、令和5年度につきましては繰替運用はございませんでした。

以上、基金の運用状況でございましたが、先ほど申し上げました利子合計1,062万7,591円と、上の表の利子の積立額1,062万7,344円に247円の差がございます。こちらは、基金のうち奨学基金については利子運用が247円発生しておりますが、条例に基づき奨学資金貸与特別会計にて活用させていただいており、積立てを行っていないためでございます。

次に、右側の令和5年度末基金の預金先の状況でございます。基金の保管につきましては全て決済用普通預金に預金しておりまして、合計で175億62万7,308円となっております。この決済用普通預金は利子がつきませんが、金融機関が破綻した場合でも全額保護される預金でございます。預金のほかに、19億9,493万5,000円を債券として保有しております。

次にその下、歳計現金運用状況です。歳計現金とは、基金以外の市が保有する現金です。こちらは支払いを行うための運転資金であるため、運用はしておりません。そのため、利子はゼロ円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（横尾秋洋君） ただいま基金についての説明がありました。質疑される方はありますか。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） 昨年も聞いたんですが、基金の一括運用の調査・研究の状況を

教えていただければと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○会計管理者（葉山順子君） 基金の一括運用の状況ですが、引き続き調査・研究しているところがございます。現在6銀行にいろいろ預金しておりますので、そちらの銀行さんとの関係もがございますので、引き続き調査ということになっております。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） では、以上で会計課の審査を終わります。

しばらく課の入替えのために休憩します。

休憩 午後1時31分

再開 午後1時32分

○委員長（横尾秋洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

部の入替えがありましたので、部長から職員を紹介して説明に入ってください。

部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 委員の皆様、お疲れさまです。市民生活部の杉村です。

これより収納課から収納状況について御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

職員が自己紹介をいたします。

○収納課長（倉掛伸夫君） 収納課長の倉掛です。よろしくお願いいたします。

○収納担当係長（吉田聡子君） 収納課収納担当係長の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（横尾秋洋君） では、課長、説明してください。

課長。

○収納課長（倉掛伸夫君） まず、使わせていただく資料は先ほど会計課が御説明した資料の続きとなりますので、恐らく今開かれていると思いますけれども、財政課・会計課・収納課の個別資料と、もう一つが、ペーパーを配っておりますけれども、令和5年度決算審査特別委員会別添資料ということで、市民生活部収納課という2枚物の二つの資料を使

って御説明させていただこうと思っております。流れといたしましては、最初に個別資料を説明させていただきまして、最後に収納課で別添資料を続けて説明させていただこうと考えております。

それでは、共通の個別資料、今会計課のところを御覧になっていたかと思えますけれども、収納課の部分は個別資料、Side Booksでは16ページから、紙でお配りしております資料では14ページからになっております。よろしいでしょうか。

では、進めさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず、最初のページに関しましては、不納欠損、収入未済件数、額、理由ということで、令和5年度の不納欠損と収入未済の額と金額について御説明させていただきます。

まず、上段でございます。不納欠損額、個人市民税254件、欠損額2,640万3,785円でございます。これが前年度比で言いますと616万866円のマイナスとなっております。

続きまして、2段目、法人市民税でございます。件数としては13件、金額といたしましては467万5,120円、前年度比で言いますと348万2,920円の増となっております。

3番目、固定資産税。件数が69件、欠損額1,096万7,727円、前年度比マイナス4,204万9,205円でございます。

続きまして、軽自動車税。156件、欠損額が213万5,604円、前年度比が18万2,202円の増となっております。

最後の項目でございます都市計画税が69件で183万8,268円、前年度比でマイナス700万8,063円となっております。

合計で561件、全体の欠損額が4,602万504円という結果になっております。

2段目、収入未済の項目でございます。収入未済の件数と収入未済額でございます。個人市民税が1,723件、2億2,001万1,858円ということで、収入未済の昨年度比はマイナス1,696万8,061円のマイナスとなっております。

2段目、法人市民税。71件、収入未済額が895万406円、昨年度比マイナス525万6,772円。

3段目でございます。固定資産税505件、1,707万4,448円、昨年度比がマイナス1,375万3,878円。

続いて軽自動車税でございます。609件、1,087万5,576円、昨年度比80万7,784円でございます。

最後の項目は都市計画税で、505件、2,875万7,658円、昨年度比でマイナス203万8,122円という結果になっておりまして、収入未済額の合計が3,413件となりまして、収入未済

の市税の合計が4億3,866万9,946円ということで、マイナス3,882万4,617円という結果になっております。収入未済に関しましては翌年度の繰越分ということになりますので、翌年度の繰越分を昨年度比で約3,800万円圧縮できた結果になっていると考えております。

続きまして、17ページ、資料でいうと15ページになります。不納欠損の理由でございます。法的根拠でございます。

不納欠損になりますのが、法的には地方税法で定めがございまして、地方税法第15条の7第4項、執行停止後3年を経過したものが不納欠損となります。もちろん、不納欠損になるためには執行停止の状態を3年間継続しているものが対象となります。2番目の項目です。地方税法15条の7第5項、執行停止をした場合において限定承認に係るものなど明らかに徴収不能であるもの。これは相続の限定承認に係るものや相続放棄といった、相続者がいないということで停止になる場合でございます。次の項目が地方税法第18条です。これは単純時効といいまして、租税債権は時効が5年間となっておりますので、時効の5年到来により消滅したものであるという内訳になっております。

欠損の場合、執行停止というのが流れの大前提になりますので、執行停止となる法的要件といたしましては、これも地方税法に定めがありますがけれども、滞納処分できる財産がないこと——調査によって財産が見つからない、財産がない場合になります。2番目、滞納処分によって生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、こういった場合も執行停止とさせていただきます。3番目の項目でございます所在及び財産がともに不明であるとき。住民票についても、住民票職権消除や海外に帰国されたといった所在をこちらで把握できない場合は、こういった執行停止、後に欠損という取扱いにさせていただきます。

その下です。不納欠損の主なケース、具体的なケースでございます。私どもで継続して官公庁や金融機関、あるいは生命保険会社、いろいろところで財産調査を行ってまいりますけれども、そんな財産調査で、給与の関係は勤務先などを調査させていただいております。財産を発見できない場合、2番目の項目では、特に法人の場合に多いんですが、事業の低迷、低収入で納税に回す資力がない、私どもで言う担税力——税を負担する能力がないと見込まれるとき。居所、財産ともに判明しない場合。これが先ほど申し上げました住民票が職権消除になっているとか海外にも出られている場合になります。4番目の最後の項目が相続人不存在や相続放棄の場合。特に、固定資産税の場合なども近年においては相続人全員の方が相続放棄をなさるケースが散見されますので、そういった場合には欠損

処理をしていくことになっております。

続きまして、Side Booksの18ページ、19ページ、紙資料のほうは16から17ページをお開きいただければと思います。ここでの御説明事項は、差押え件数、内訳と金額、現金化金額の令和3年度から5年度の3年間です。それと令和5年度の100万円以下滞納者に対する催告対象者数及び差押え状況について御説明さしあげます。

差押えの状況でございます。表の縦に金額と種別を入れておりますけれども、左から3年度、4年度、5年度、前年度比ということで表を作らせていただいております。これは現金化なので、私どもで言う換価処分——差押えをした後に公売などで実際に現金となった金額について御紹介させていただきます。

令和5年度につきましては、不動産については、差押え件数が11件でございますが、現金化については公売処理を行っておりませんのでゼロ円。2段目の項目から6項目は債権とさせていただきます。預金、これは銀行預金ですね、607件で、現金化としては3,988万9,667円。2番目が国税還付金ということで17件、191万8,402円。3番目が給与でございます。20件、733万2,012円。年金が1件、39万4,000円。生命保険が11件、302万9,304円。売掛金はございませんでした。

最後の項目です。動産ということで、これはいわゆる動産の物件などを代表的なものは公売会などで公売しておりますけれども、テレビであったり、最近の状況でいうとキャンプ用品を差し押さえさせていただいて公売をしているとか、場合によってはフィギュアとか単行本といったものが最近は多いですけれども、そういったものを公売会などで最終的に公売にかけるんですけれども、物件としては69件で、現金化が37万2,555円ということで、差押えの状況といたしましては、全体で736件、5,293万5,940円という結果になっております。

続きまして、滞納金額100万円以下の催告対象者数と生活実態の把握と対応ということで、100万円以下の催告対象者で私どもが年度末時点において把握しておりますのが3,229件でございます。生活実態は聴取あるいは確定申告などにより把握。当然、一番聴取というの大きいところで、聴取に関してもなるべく面談ということで生活実態をいろいろお聞かせいただいて、その後の徴収方針、納税方針を立てていくということになります。

対応は、生活困窮や収支バランスの改善が必要と判断した場合には、収納課で契約するファイナンシャルプランナー、あるいは生活福祉課、保護課、その他生活支援を目的とする部署や機関を紹介するなど、納税者の生活安定と担税力の確保に努めております。もち

ろん最近では、子どもさんのいる御家庭ではこども政策課といったところの面接状況も踏まえて、お子さんがいれば学校教育課とか、就学援助の状況なども踏まえて生活実態をなるべく把握するように努めております。

続きまして、17ページ、Side Booksでいうと19ページでございます。大口滞納者の状況で、単位ごとの一覧表において0から100万円、100万円から300万円、300万円以上の人数、収納対策の取組の実績、今後の取組ということで、一番上に表をつけさせていただいております。100万円以下が、先ほど申し上げましたように3,229件でございます。101万円以上300万円以下が143件、300万円以上については41件、合計で3,413件という滞納者、金額のトータルと今なっております。

その次の中段以下の項目が収納対策取組の実績ということで、本市では、福岡県と共同しながら福岡県地方税対策本部と連携して滞納整理をやっております。その中で共同滞納整理事案として193件を県と合同でやっておりまして、実績としては徴収額が5,915万円6,000円、完納者が53件という実績が出ております。うち、その下の項目の高額滞納100万円以上の中でも高額滞納者の対策としては、抽出が55件ということで徴収額が3,369万円3,000円、完納が6件となっております。

基本的に福岡県と合同で徴収対策をさせていただくのは市県民税となります。当然、市県民税の納付に関しては、徴収したものは市と県がそれぞれ最終的に収納する先になりますので、そういったものを合同で収納対策をやっていくということでございます。

そのほか3番目の項目として、県下一斉徴収強化月間ということで、11月、12月に広報へそのことを載せております。あと、庁舎入り口にのぼり旗、あるいは当然、年末になってまいりますので私どもも滞納の方に催告書をお出しするんですけれども、県と合同でそういった対策をやっているというチラシを同封させていただいて、納税意識の喚起を図っております。あと電話催告ですね。電話催告も同時にこの時期に行うようにしております。

その一環としてファイナンシャルプランナーによる納税相談ということで、結果、件数が年間26件ということで、納付額が226万円7,000円となっております。この相談件数の結果26件というのも、私どもはもともと予約制という取扱いにしておりますので、年間50件程度の枠があるんですが、枠の中を昨年は50件中四十五、六件を埋める形で計画しておりましたが、相手の方とお約束しても当日にキャンセルということもあって、実際はそこを進めていきたいんですが、やはりどうしても納付に後ろ向きの方は当日キャンセルのお電話をいただいたりするんですけれども、そこを粘り強く今後も続けていきたいと考えてお

ります。キャンセルにならないように、前日に電話を入れて「あしたですよ」ということをしても、結果、なかなかそこに結びつかないというのが今の課題になっておりますけれども、やはりファイナンシャルプランナーに客観的に見ていただくと効果が高いです。納税者の方には、そこをつまびらかにお話しすることに抵抗がある方もいらっしゃいますが、その有効性を伝えながら、ぜひこういうのを進めていきたい。

今、現実そういった家計に対する支援というのは、保護課であったり他の課でも少しそういうことをやっていますけれども、やはりいろんな切り口でそういったところを改善しながら、滞納を納めていただくのは一瞬ですけれども、納めていただいた後、納税に関することを継続的に改善していただかないと、今の滞納者が将来の滞納者に続いていって意味がないので、将来の滞納者を防ぐためにこういった事業も続けているところでございます。

次の項目でございます。強化のところですが、口座振替の推進ということで、昨年からですが、今までは紙の申込書で銀行や金融機関に行って申し込んでいたけれども、今はインターネットでウェブによる口座振替ができたりします。なかなかその入力が難しい方もいらっしゃいますので、そういった方には窓口で、今職場にもタブレットがありますので、そういったものを活用しながら、窓口に来て、金融機関に行くことなく口座振替ができるような取組もしております。

続いて市外への出張徴収ということで、これは、九州圏内のある程度滞納者が見込まれるような地域に直接御訪問して、そういった納税に関する勧奨をしていこうということで続けてやっております。もちろんコロナの時期にはなかなかできませんでしたが、コロナが明けからまた再開させていただいております。

最後の項目は納付指導員の取組ということで、納付指導員が窓口で2名おりますけれども、彼らが日々の納付相談を受けたり、私どもは自主納付——御自分で口座振替にお申し込みいただいたり御自分で納めていただくというアクションをしていただきたいんですけども、高齢でどうしても金融機関あるいはコンビニまで行くのが難しい方については、一部、そういった納付指導員が訪問して徴収させていただくような取組をしております。これは、あくまでも御自身で移動するのが難しい方に限定させていただいております。昔からの流れでそうではない方もいらっしゃいますが、まずは御自身で納めていただく方向でお話ししながら、御自身で動くのが難しい方についてはこういった取組もさせていただいております。

こういった取組については、毎年私どもで決算が終わった7月に副市長を本部長とした市税等収納率向上対策推進本部というのがございまして、全部長に加わっていただいております中でこういったものを報告しながら、方針を報告しながら進めております。

今後の取組といたしましては、税収確保のために上記の取組を継続してやっていきたいと考えております。

続きまして、Side Booksが20ページ、紙資料が18ページでございます。

最後のところで、滞納者の分析ということで科目別滞納の傾向分析ということで、全体の傾向というのが納税への意識の欠如や怠慢と書かせていただいております。

その下に、散見されるようなケースといたしまして、税目ごとに書かせていただいております。

個人市民税に関しましてが、前年度の収入に応じた課税であるために、経済状況の影響を受け、滞納となる傾向があるということで、やはり年度によって所得の水準が上下する方については、多い年の次に、どうしても、例えば所得が下がったときに前年度の所得を基準にした課税が翌年度にやってくるというのが市県民税の流れになりますので、そういった方については滞納になる傾向がございます。もちろん、これがまたよくあるのが退職されたケースですね。今まで御自分の給与の中からずっと市県民税をいわゆる天引きということで特別徴収されていた方が退職になられて、普通徴収で御自身で納めるといった場合に、納税の意識というのが、今まで御自分で納めるというアクションをしてこなかったものですから、ついついそれが残ってしまっているという方もかなり散見されるところでございます。

2番目です。法人市民税については、御自身で法人を運営しておられる、納税をきちんと御自身で事務処理をされている代表者の方もいらっしゃいますけれども、企業の規模によるのかどうなのか分かりませんが、税理士さんにそういったところをある程度お任せして、納税が税理士さんのほうもそこまでの業務を委託されてないということで、いわゆる税理士任せになって残っているか、遅れているというケースが散見されます。

その次が固定資産税と都市計画税でございます。最近多いのが、相続人の中での相続トラブルでございます。誰が相続する。今、資産、不動産についても、お一人の方の名義だったりするわけではなくて、2分の1、2分の1と相続上はなっていると、そういったものも、じゃあ亡くなったときにどうするんだということで相続人間のコミュニケーションというか、お話ができなくなって、じゃあ誰が不動産を相続するのか、誰が納税するの

かという結論が出ぬままに滞納になっているというケースもございます。あとは、住宅ローンの返済を優先させる傾向にある。住宅ローン返済計画をするに当たって、固定資産税まで加味して当然きちんと計画されておられる方と、あまりそこまで考慮せずに、そういった不動産の購入もされる方もいらっしゃる、全体の中では少ない割合ですけれども、いらっしゃいますので、そういった方が思わぬ固定資産税で納付が計画どおりにいかないというようなケースもございます。

最後が軽自動車税でございますけれども、軽自動車税、毎年毎年納税通知が来て、毎年毎年納税の納期があつて、毎年毎年納めていただきたいんですけども、やはり車検という制度がございます、車検が一般的に言えば2年に一回ですので、2年間まとめて払えばいいかというようなお考えのもとに、車検時まで待っておこうというような方もいらっしゃいます。あとは、車検に関わらない、いわゆるバイクとか、そういったものについては、個人間で譲渡とか、もしくは盗難とかあった場合に、届出をきちんとしていただけないばかりに、その方に課税になって、その後、持ってないよとか、譲ったよとかということから滞納になった後で、書類的な申請もしてくださいというようなことも勧めて納税をお願いするようなケースも多々ございます。

最後のところですが、滞納原因の内訳というか、総論的なおおむねこういったケースが考えられるということで書かせていただいております。

未就労・低収入等で内容説明のところ、求職中もしくは失業ですね。生活保護になっているとか生活困窮。

2番目のところで怠慢・納税意識欠如。納税意識欠如及び法定の納期限遵守意識の欠如。納付傾向を見ておきますと、固定資産税とかの中では、年4回で、最終納期が12月だったりしますものですから、1期から4期までの分を12月に精算しようというようなお考えで納付をされているケースの方もいらっしゃいますけれども、当然、固定資産税は4、6、9、12ということで、納期限ごとに納めていただくというのが原則でございますので、御自身でそういったお支払いの方法と考えていらっしゃる方を私どもはいろんな方法で納期限を守っていただいて、納期内納付を進めていかなければと考えております。

3番目の項目です。事業不振・倒産ということで、これは法人の関係で、コロナの影響とか、近年では物価高騰の影響が出ているのがないわけではございませんので、そういったケースもございます。

4番目、次のケースでは居所不明・国外ということで、転入・転出の未手続、国外出国

ということで、当然転入・転出の未手続のまま、住民票を置かれたままになりますと、住民票が職権消除され、どこにいらっしゃるかわからないということで、私どもも追跡するのが困難という状況になります。ましてや海外から来られている方については、滞納の状況を調べながら、最終的には入国管理局に照会をすると、既に国外に出られているとか、そういったケースも多々ございます。というのが総体的な内訳でございます。

最後のところ、課税不満ということで、税制度の不満による納税拒否と書かせていただいておりますけれども、もちろん納税に100%納得して納めていただいている方ばかりではありません。今のところ、納税に不満があるからということで滞納されているケースはございませんけれども、心情的にはそういった要素を持っておられる市民の方もいらっしゃいますので、そういったところは課税の所管課とともに納税に対する説明を丁寧にししながら、納税につなげていきたいと思っております。

最後のところ、その他ということで、納税義務者死亡、相続人不存在、相続人全員放棄ですね。相続協議中、これは相続人間の争いなんですけれども、最後に収監中、もう収監中であつたら連絡が取れない状況にありますので、納税が滞っている傾向にあります。

こういったことで滞納原因の主な内訳と内容説明を書かせていただいております。

続きまして、私どもの収納課で別添資料ということで……。

○委員長（横尾秋洋君） 課長、もう少しスピードアップして。

○収納課長（倉掛伸夫君） すいません。

私どもの個別につくった資料というのが、表紙を開けていただいて、Side Books でいえば2ページ、紙資料でいけば1ページでございます。

1ページにつきましては、最初の項目で申し上げました不納欠損と収入未済状況の令和元年度から5年度の推移を記載しております。前年度の対比も入れておりますので、後で御覧いただければよろしいのかなと思っております。

続きまして、2ページ、Side Books では3ページになりますけれども、県の徴収対策についての3年度、4年度、5年度の、いわゆるどれだけの件数を取り扱ってどれだけの徴収実績があつたかという推移の3年間分を記載したのが私どもの個別資料の2ページ目でございます。

個別資料の最後のページ、Side Books 4ページ、紙資料3ページになります。

大きな表で記載させていただいておりますけれども、これが市税の収納状況の全体像で、全体の数値を記載したものでございます。これも3年間分の推移、3年度、4年度、5年

度で、一番右のところに前年度比が分かるようなつくりにしております。最終的な結果といたしましては、最後の計のところの令和5年度、右から二つ目の欄の5年度の下から4番目の項目で、収納率が97%、令和5年度の一番下のところから4番目、ちょっと字が小さくて申し訳ございません。区分がありまして、3年度、4年度、5年度、前年度比ということで縦書きでしております。その計のところの下から4番目で、これが市税全体の収納率97%という結果になっております。こちらが前年度の96.67%と比較いたしまして、本年度は何とか0.33ポイント上昇ということで、前年度を下回ることなく終結できたということで、ちょっと一安心をしておるところでございます。

すいません、ちょっと長くなって申し訳ないんですけども、最後のところで、私どもの今の収納対策の納税者に対する姿勢といいますか、取組といいますか、国のほうから事務連絡で今いただいておりますのが、以前はいろいろ新聞紙上でも話題になりましたけれども、銀行の預金口座を根こそぎ税が差押えをしていくとか、そういった事例が新聞紙上に載って、そういった収納対策はどうなんだと話題になったこともありますけれども、総務省からの事務連絡でこういったことが言われております。悪質な滞納者に対しては厳正に対処する必要がある一方で、地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫するおそれがあるときは、その執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては滞納者の個別具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めることという事務連絡が来ております。

実際私どもが今日御紹介した差押えに関しましても、給与の差押えに関しましては、当然給与ということで、生活をされている原資になりますので、生活するのがお一人なのか、扶養家族がいらっしゃるのかといったことで、給与が幾ら支払われているのに対して、差押え可能な金額というのを算定して、生活ができる水準を保てるように差押え可能金額についてのみ差し押さえするようにということで、給与はそういった法令がございます。

昔の新聞紙上では、銀行口座にはグレーゾーンでして、銀行口座にはその法令は当てはまらないんですけども、だからといって銀行口座を全部差押えても同じような結果になりますので、今の私どもの姿勢としては、まず、その年度内で支払いを完結していただく。年度内になるべく支払いをできるような形で進めていきませんかというような納税協議をさせていただきます。もちろん生活状況とかをお聞きしながらですね。その上で、例えば、月々3万円、もしくは1万円ぐらいで分納をしようかと。それで全12回で払ったら何となく払いやすくなるし、その年で終わるよねということで、そういった納税で進めていくん

ですけれども、差押えをするケースに関しましては、納税の分割納付が3か月間止まっていますよね。止まっていて、本当は3万円ぐらい入れていただくのが滞っているよというときに、銀行口座を3万円差押えさせていただいて、もちろん銀行口座の残りもちゃんと見ておりますけれども、まずそこでアクションをいただく。納税者の方にアクションをいただいて、そこからもう一度納税に関することを進めてまいりましょうという相談をするきっかけということで進めさせていただいています。もちろん分割納付がその方が年間支払う額に満たない方であって、どんどん滞納額が膨らんでくるような納税者の方について、銀行口座を調べますと、多額の貯蓄があった場合とかは除外しますけれども、そういったことで進めてまいっております。

すいません、長くなって申し訳ありません。以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 倉掛課長の日頃の努力がしみじみと分かって、収納率も97%まで上がったということで、御苦労でした。今の課長の説明について質疑がありますか。

あれば、例えば14ページからいきましょうか。14ページありませんか。紙の14ページ。

○収納課長（倉掛伸夫君） 紙の14ページ、Side Books 16ページですかね。一番最初のところですか。

○委員長（横尾秋洋君） そう。

坂口委員。

○委員（坂口勝彦君） 今の課長の熱い思いをしっかりと聞いて、すごく大変だなと思いました。また、収納課は特に、そういったお金も絡むことで、すごく大変だということを感じたところです。

収入未済のところ、件数が3,413件となっています。この件数というのが、例えば近隣他市で人口割でしたら、多いのか少ないのかということをお伺いしたいんですけど。

○委員長（横尾秋洋君） しばらく休憩しましょうか。いいですか。

課長。

○収納課長（倉掛伸夫君） すいません、手持ちの資料ございませんので、近隣市、筑紫地区5市の収入未済の件数を後ほど確認いたしまして、筑紫野市を含めて他4市の分を御報告させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員（坂口勝彦君） 額が分かったら額も教えてください。

○収納課長（倉掛伸夫君） はい。

○委員長（横尾秋洋君） 後日でいいからペーパーで下さい。

次、15ページ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 次、16ページ。

城議員。

○委員（城 健二君） 16ページ、差押え件数、内訳と金額、現金化のところの不動産です。区分の不動産の部分で令和3年度から5年度まで出ています。令和3年度は45件の不動産を差し押さえた。で、192万何千円の現金化がされています。これ、令和4年、令和5年度につきましては、令和4年度は54件の差押えしているのに対して現金化ゼロ。5年も差押え件数11件に対してゼロということなのですが、これ不動産ですから、当然、土地・建物を差し押さえたということによろしいんでしょう。まずは。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○収納課長（倉掛伸夫君） 土地・建物ということで不動産でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 城議員。

○委員（城 健二君） これに対して、令和3年は45件に対して192万売れてますけど、令和4年、5年は、この件数に対してゼロということはどういう理由ですか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○収納課長（倉掛伸夫君） 令和3年に市のほうで公売をかけさせていただいたんですけども、このケースについては、結果、もともとそこに住んでおられる方が亡くなられて、居住者がおられなかった。いわゆる相続人さんは別のところに皆さん住まれてありましたので、もうその不動産に関しての居住者がいなかったというところが、やはり公売に当たって居住者がいるというのは、また一つ立ち退きとかそういった問題が生じてまいりますので、3年度に公売をかけたときには、いわゆる空き家だったので、その対象が物すごくスムーズにいったというようなことで公売が、これ1件なんですけども、できておるのが現状でございます。

○委員長（横尾秋洋君） 城議員。

○委員（城 健二君） 土地・建物の公売が非常に難しいということですよ、そうすると。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○収納課長（倉掛伸夫君） そうですね、居住者がおられるケースもありますし、非常にハードルが高い作業になります。

○委員長（横尾秋洋君） 城議員。

○委員（城 健二君） これ差押えか、土地・建物というのは、今どういう、例えば所有者というのはそのまま変えてないということですか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○収納課長（倉掛伸夫君） この差押えに関して、まずもって不動産を差し押さえるというのが、現地で何かがあるわけでは全くございませんので、いわゆる、住宅ローンをするときに、皆さんお借入れになると抵当権が入るじゃないですか。あれと同じような形で、土地・建物がありまして、そこに行っても抵当権があるかどうか分かりませんが、当然そこに居住されて、お住まいされて、生活をされておられます。登記簿を見ると、そこに差押え、筑紫野市というような権利関係、不動産の権利を差し押さえているという形でございます。よろしいでしょうか。

○委員（城 健二君） 分かりました。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） なければ、17ページ。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 2点ございます。

個人市民税の前年の収入に応じた課税というのがあったということなんですが、2024年1月から、たしか妊婦は国保は免税になったと思うんですけど、市民税はどうなっているのかお伺いいたします。

あと、滞納原因の内訳の割合を教えてください。

以上です。

○収納課長（倉掛伸夫君） すいません、休憩をお願いします。

○委員長（横尾秋洋君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時22分

再開 午後2時23分

○委員長（横尾秋洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○収納課長（倉掛伸夫君） 収納課の部分で妊婦さんに対する減税減免というのはございません。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

○収納課長（倉掛伸夫君） もう1点の滞納原因の内訳でございますよね。滞納原因の内訳は、すいません、昨年も申し上げさせていただいたんですけれども、滞納原因の内訳について、上記の二つ、未就労・低収入と怠慢・納税意識欠如というところが、恐らく全体の7割、8割、9割、大部分が上の二つに相当するんですけれども、案件でいろいろ滞納者の方とお話しする中で言いますと、最初から納税意識が欠如していたから滞納になっている方だけばかりではなく、やはり低収入とか生活の困窮の具合が進んで、それが長期化していくと、それに伴って納税意識が欠如するといえますか、言い方が悪いんですけれども、欠如という言い方があまりよろしくないんですけど、生活するに当たって納税する優先順位が、生活が当然第一に来ますけれども、どんどん納税の優先度が下がっていくのが現状でございますので、ここはしっかり割合で分けるというのがなかなか難しゅうございます。ただ言えることは、低収入、未就労というのと意識が欠如されているという方が、私どもがふだん対応する方の大半になってくるだろうと考えております。よろしいでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） お疲れさまです。滞納処分という非常に厳しい最前線で職員の方が当たられてあると思います。場合によっては、滞納者から厳しい叱責の理不尽な言葉とかあろうかと思えます。そういったときのハラスメントがあるかと思えますけれども、そのようなケースがあるのかないのか。それと、あった場合の対処方法を決めてあるのかどうか、そういったものを最後お尋ねいたします。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○収納課長（倉掛伸夫君） 度合いにもよるかとは思いますが、まずは窓口でちょっと声のボリュームが大きくなった方がいらっしゃいますと、私なり係長なりが当然そこにサポートに入るというようなことでしております。部内でその辺りは、1階フロアは市民生活部が多くございますので、そういったお客様がいらっしゃったときには複数で対応するとか、他の課からも、応援ではないですけれども、そういった状況を見ながら対応するというような手だてでやっております。

○委員長（横尾秋洋君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 従来のイメージでいくと取立て屋さんかなというふうに思っているんですけど、どうも話を聞くと違うなど。97%まで上昇してきている理由がそこにあるのかもしれない。最初、生活困窮者が市役所と接触するところはあなたのところかもしれませんね。生活相談にも応じて、そういう窓口までやっているような雰囲気だから、昔の取立て屋さんとは大分違うというね。それが97%の効率につながっているのかどうか、どう思っているかを聞きたいです。私はそうつながっていてほしいと思っているんですよ。それが皆さんの窓口の努力だろうと思っていますので。後ろのほうでやあやあ言ってる私たちからしてみると、どういう努力がなされているかというのは知っておく必要がありますので、そういう意味で、少しあなたの説明は長かったけれども、そういうことはお話しになったのかなと思ってるけど、もう一度確かめておきたいと思います。以前の印象とは大分違うなと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 倉掛課長。

○収納課長（倉掛伸夫君） 確かに以前は新聞紙上をにぎわすような苛烈な収納取立て屋という側面はあったかと思います。でも、そういった状況が続けてまいりましても、市民の方の納税意識が結局伸びていかないとか育っていかないといえますか、そういったことを改善していかないと今後の納税につながってまいりませんし、わざわざ市役所が生活の状況までお聞きして、ファイナンシャルプランナーをお願いしているのも、その方が継続的に納税者としてよき納税者になっていただくための方策の一つとっておりますので、以前と違った対応で進めておって、このやり方が私は正しいんじゃないかと考えております。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） ほかにないようでしたら、次の議題に進みますので、収納課退出のため、45分まで休憩いたします。

—————・—————・—————
休憩 午後 2 時29分

再開 午後 2 時32分
—————・—————・—————

○委員長（横尾秋洋君） では、白石委員が戻ってきましたので、休憩前に引き続き会議

を開きます。

まだ私は1時間ぐらいかかるかなと思ったら、5分程度で終わるということでもありますので。

各会派からと各個人の皆さんのほうから資料要求が出ております。これをこのままでいかどうかやりたいなと思います。

資料2です。まず1ページ、いいですね、1から10。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 2ページが15番に私が追加した全般の中で、不用額の理由、1,000万以上という形を追加しました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 次のページが、歳入に対して4項目、いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 次の歳出、13番まであります。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 次は14から26。これでいいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 27から39まで行きます。たくさんの資料。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） それから、次のページが40番から52番。いいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） それから64番まで、そして76番までということで資料要求を出していただいて、これがいつ返ってくるのかな。9月11日水曜日の13時まで返ってくるということです。

以上に記載のとおり、執行部に審査資料の要求を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 御異議なしとのことですので、資料2の内容で執行部に対し審査資料の要求をいたします。執行部の皆さん、よろしく願いいたします。

なお、要求しました資料は、9月11日水曜日の13時に議員控室の各議員の席に配付される予定となっております。

次に、議題 5、第 3 回以降の委員会の開始時刻についてです。

第 3 回以降の委員会の開始時間は全て午前 9 時にしたいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 場所は同じくここ第 1 委員会室で行いますので、お忘れのないようにお願いします。

また、9 月 12 日午前 10 時から集中審査事項の抽出のため、決算委員会特別委員会協議会を開催いたしますので、皆さん、どうぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして本日の審査を終わりたいと思います。

それでは、本日の決算審査特別委員会はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

————— • ————— • —————

散会 午後 2 時 35 分